

# 組合員又は被扶養者の資格喪失後の受診にご注意ください!



退職したとき、被扶養者でなくなったときは、**必ず組合員証・被扶養者証等を返却してください!**

## ● 資格喪失日から、本組合の組合員証・被扶養者証等は使えません!

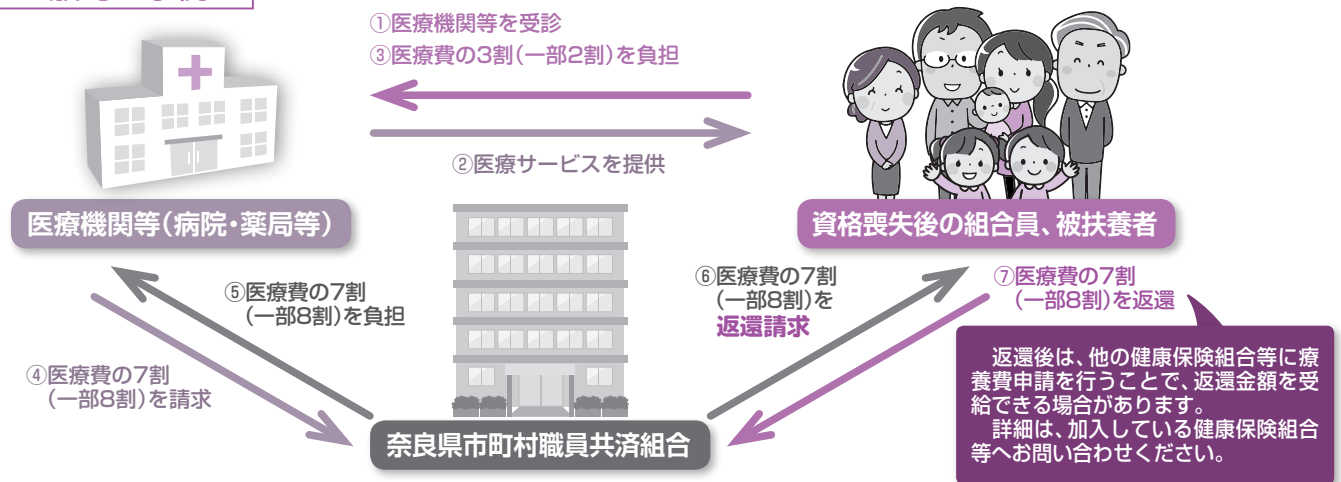
組合員又は被扶養者の資格喪失手続きをした後は、本組合の組合員又は被扶養者資格は喪失となり、現在お持ちの組合員証や被扶養者証等は使用できなくなります。**資格喪失後は、組合員証や被扶養者証等を絶対に使用しないでください。**

## ● 資格喪失後に誤って組合員証・被扶養者証等を使ってしまったら…

資格喪失後に誤って本組合の組合員証や被扶養者証等を使って受診してしまった場合は、**本組合が負担した医療費の7割(一部8割)と附加金などの給付金全額を一括返還していただきますので、ご注意ください。**<sup>(※)</sup>

(※)医療機関等の受診回数、受診内容によっては、高額な医療費などを返還していただく場合があります。

### 一般的な事例



## 令和2年1月～5月 送金・締切日予定表

本組合では、短期給付事業・保健事業・貯金事業・貸付事業の送金日につきまして、4月より15日及び月末に変更を行っております。下記に1月・2月・3月・4月・5月の送金カレンダーを掲載しますので、送金日の確認にご利用ください。

### 短期事業

締切日	12月13日	12月27日	1月15日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月15日	4月30日
送金日	1月15日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月15日	4月30日	5月15日	5月29日

### 保健事業

締切日	1月6日	1月15日	1月31日	2月17日	3月2日	3月16日	3月31日	4月15日	4月30日
送金日	1月15日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月15日	4月30日	5月15日

### 貯金事業

	一部払戻	一部払戻・解約	一部払戻	一部払戻・解約	一部払戻	一部払戻・解約	一部払戻	一部払戻・解約	一部払戻
締切日	1月6日	1月15日	1月31日	2月17日	3月2日	3月16日	3月31日	4月15日	4月30日
送金日	1月15日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月15日	4月30日	5月15日

### 普通・災害・特別貸付

締切日	12月13日	12月26日	1月14日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月14日	4月30日
決定日	12月16日	1月6日	1月15日	2月3日	2月17日	3月2日	3月16日	4月1日	4月15日	5月1日
送金日	1月15日	1月31日	2月14日	2月28日	3月13日	3月31日	4月15日	4月30日	5月15日	5月29日

### 住宅貸付

締切日	12月25日	1月24日	2月25日	3月25日	4月24日
決定日	1月6日	2月3日	3月2日	4月1日	5月1日
送金日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月29日

締切日については共済組合の締切日となり、所属所の締切日とは異なる場合があります。